

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―十六―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字小谷田字谷ツ千六百五十六番一、一六五六番二

三 雨水流抑制施設の容量

容量 六十一・六五立方メートル